

職種	相談員
雇用形態	嘱託職員
募集理由	欠員補充
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付（緊急小口資金貸付）に係る相談業務 ・電話対応、書類作成等 ・その他、社会福祉協議会の各種事業推進に必要な業務
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、いずれかの資格を有する方 ・相談業務の経験がある方
雇用期間	<p>令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>※1年ごとの契約更新制。</p> <p>※勤務成績・態度および事業の継続状況等を勘案し更新する場合があります。</p> <p>※本事業は県社会福祉協議会からの委託事業であり、委託事業が継続された場合に更新の可能性があります。</p>
勤務場所	豊見城市字平良 467 番地 4 （豊見城市社会福祉センター内）
勤務時間	<p>9：00～17：00（休憩1時間／実働7時間）</p> <p>※業務の都合により時間外勤務を命ずる場合があります。</p> <p>※行事対応等により、休日（土曜・日曜・祝日）に勤務を命ずる場合があります</p>
給与	月額200,000円 賞与あり（年2回：6月・12月）
諸手当	通勤手当あり（※2km以上より距離に応じて支給）
加入保険	社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険、労災保険
休日・休暇	<p>土曜・日曜・祝日、年末年始</p> <p>※業務の都合により休日に勤務した場合は、振替休日または所定の手当を支給します 有給休暇あり、特別休暇あり（夏季休暇など）</p>
選考方法	<p>書類選考および面接試験 ※書類選考後、面接日時を通知します。</p> <p>※選考結果は文書にて通知します。</p>
応募方法	<p>履歴書（写真貼付）および資格証の写しを提出してください。</p> <p>【提出方法】 郵送、または持参</p> <p>【提出期限】 令和8年3月6日（金）必着</p> <p>【提出先】 〒901-0212 豊見城市字平良 467 番地 4 豊見城市社会福祉協議会</p>